

#### ⑩結婚に関わる差別事件

他府県在住者を名乗った、市役所への結婚に関わる部落問い合わせが二件報告されている。いずれも、「結婚」に関わった問い合わせであることを、はっきり認めていることから、結婚に際する身元調査を問題だと認識していないことがうかがえる。なお、に分類した行政窓口への部落問い合わせのなかには、目的を明らかにしなかったり偽ったりして、実際には結婚のための身元調査である場合も含まれていると考えられる。

奈良県では、二〇一一年五月三〇日、桜井市役所人権施策課に、大阪在住という女性から「桜井市内の人権ふれあいセンターの場所をすべて教えてほしい」との問い合わせがあり、最終的に「結婚のためですか」と職員に尋ねられた女性は、「はい、そうです」と認めている。女性と職員とのやりとりは以下のとおり。

女性「市内すべての人権ふれあいセンター、部落の人権センターを教えてください」

職員「…センターをご利用される予定ですか」

女性「知り合いが、ふれあいセンターの場所を知りたいと言っているので…」

職員「なぜ所在地を知りたいのですか」

女性「知り合いが、ふれあいセンターの場所を調べたいと言うので…」

職員「身元調査のためであれば、ふれあいセンターの場所を教えることはできません」

女性「ふれあいセンターのある地域の地名だけでも教えていただきたいのですが」

職員「地域の地名を知りたい理由は、結婚のためですか」

女性「はい、そうです」

この件では職員が差別につながると諭し、女性は「わかりました」と言って、電話を切った。